

NACCS 汎用申請業務を利用した意見書・証拠書類、差止申立書等の提出について

認定手続開始通知書を受け取った者、差止申立てをしようとする者等 NACCS 汎用申請業務を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、予め輸出入・港湾関連情報処理センター(株)（以下「NACCS センター」という。）とのシステム利用契約及び NACCS パッケージソフトのダウンロードを行った上で、税関に対して意見書・証拠書類、差止申立書等を提出することが出来ます。

（注 1）汎用申請業務に係る NACCS センターの説明資料は、

https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/files/00144292/6c_hanyosinse.pdf

に掲載されています。

（注 2）知的財産関係の主な NACCS 汎用申請業務は、[別表 1](#) のとおりです。

全ての NACCS 汎用申請業務は、

https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/data/code/hanyo/hanyo_gyomu_all.pdf

に掲載されています。

以下、意見書・証拠書類又は差止申立書の提出を例に挙げ、NACCS 汎用申請業務の具体的な利用方法をまとめていますのでご活用下さい。

1. 意見書・証拠書類又は差止申立書の作成

申請者は、汎用申請業務を実施する前に、NACCS センターホームページ内の NACCS 掲示板に記載されている「汎用申請手続一覧」から申請様式をダウンロードするか、又は適宜の様式により、意見書・証拠書類又は差止申立書を作成し、パソコンに保存しておいて下さい（様式への押印及び署名は不要です）。

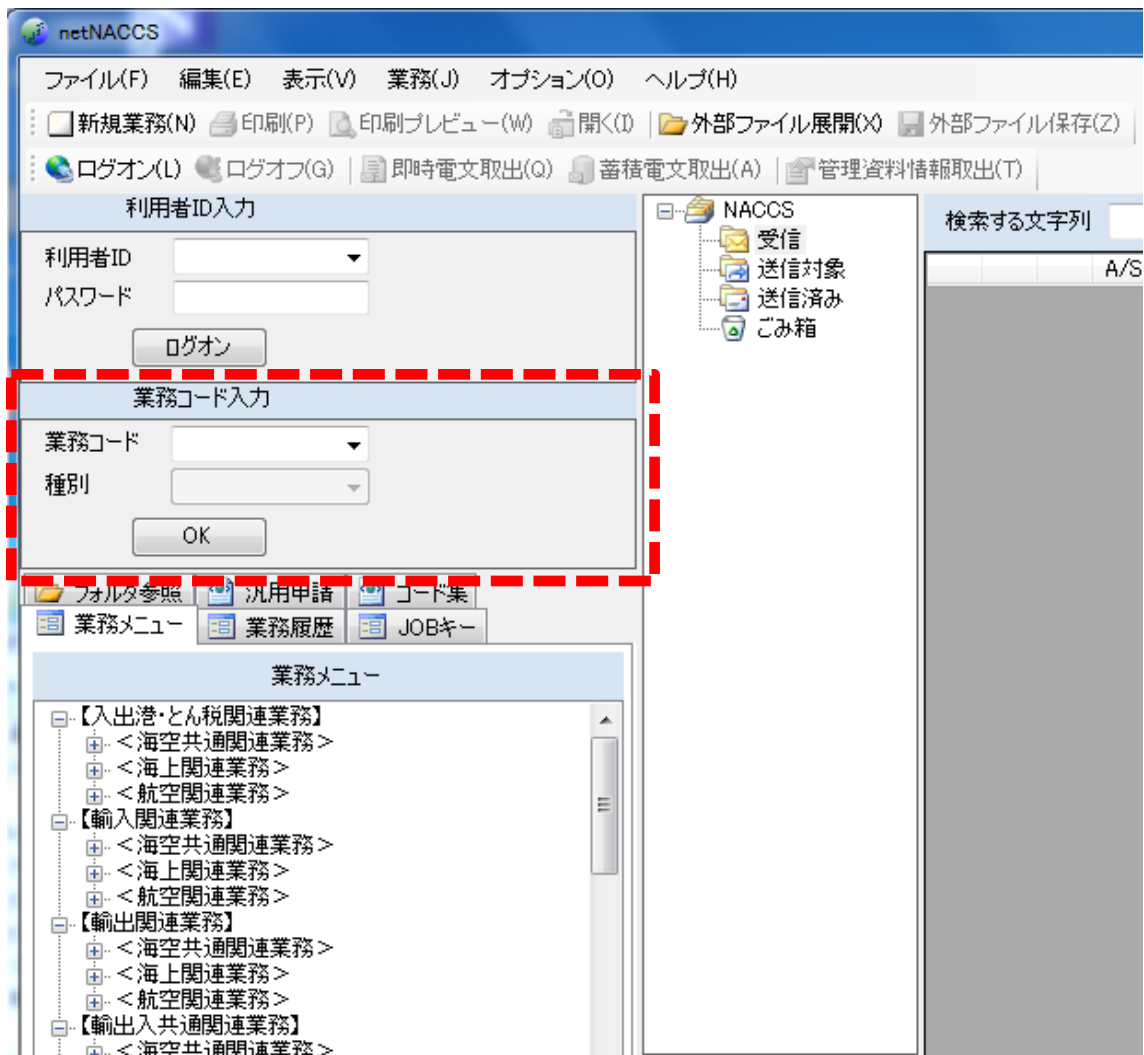
（注 1）ワード、エクセル、PDF 形式のファイルについては対応しておりますが、ZIP、LZH 形式等の圧縮ファイルは添付できません。

（注 2）適宜の様式ではなく、差止申立書のように税関様式による申請を求められている手続もありますので、手続に応じた様式を「汎用申請手続一覧」からダウンロードすることを推奨します。

2. NACCS 汎用申請業務の立ち上げ方法

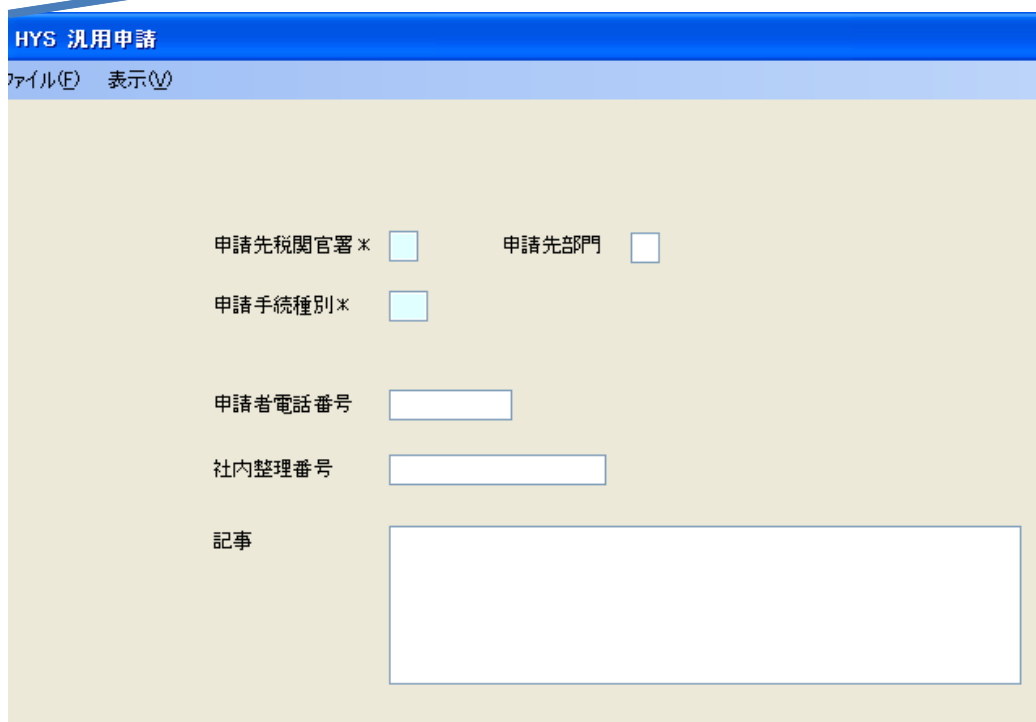
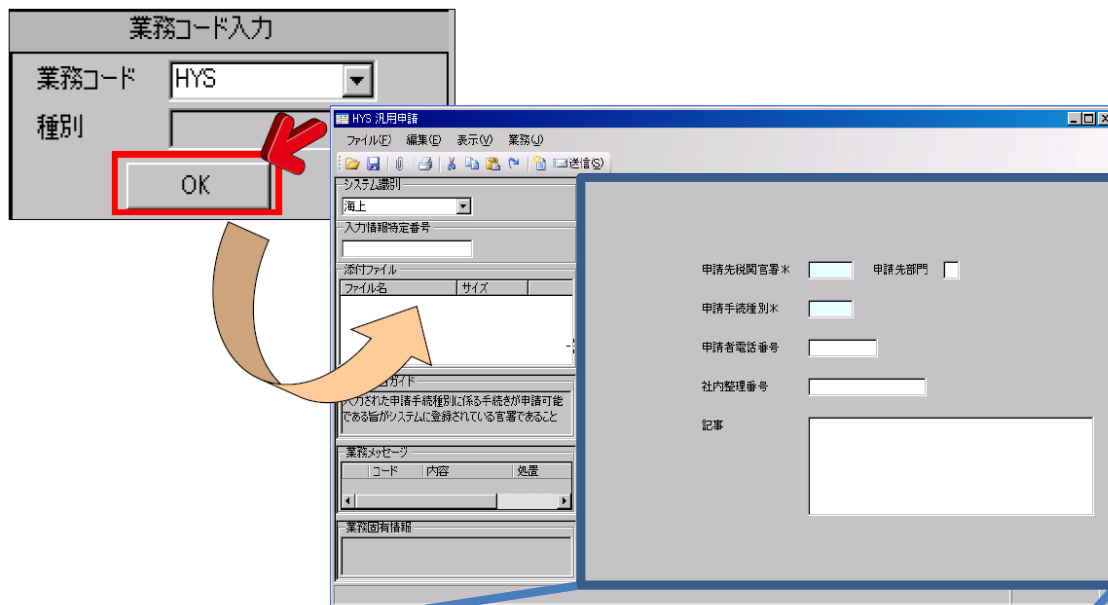
NACCS パッケージソフトを立ち上げると、申請者に、次の画面が表示されます。

(画面イメージ)



「業務コード」欄に汎用申請業務の業務コード（HYS）を入力してOKボタンをクリックすると、申請者に、次の画面が表示されます。

(画面イメージ)



3. 意見書・証拠書類の提出方法

汎用申請の業務画面に以下の必要項目を入力して下さい。

「システム識別」欄に、意見書・証拠書類又は差止申立書の対象貨物に依ることなく、「海上」又は「航空」のいずれかを入力して下さい（「海上」又は「航空」のどちらを入力いただいても結構です）。

「申請先税関官署」欄に税関官署コードを入力して下さい。

「申請先部門」欄に部門コードを入力して下さい。

（注1）意見書・証拠書類の場合は、認定手続開始通知書の「連絡先」欄に、税関官署コード及びを部門コード記載しておりますので、そちらを参照して下さい。

（注2）申立て関連業務は、各税関本関知的財産調査官宛にのみ申請が可能です。各税関本関知的財産調査官の「申請先税関官署」及び「申請先部門」コードは、[別表2](#)のとおりです。

（注3）「申請先税関官署」又は「申請先部門」欄に入力すべきコードを間違えますと別の税関又は部門に意見書・証拠書類又は差止申立書が送付されますので、特に注意して入力し、送信前に再確認をお願いします。

「申請手続種別」欄に、[別表1](#)のとおり、各手続に設定された手続種別コードを入力して下さい。

「申請者電話番号」欄に申請者の連絡先電話番号を市外局番から入力して下さい（区切り符号は入力しないで下さい）。

「社内整理番号」欄は、ご自由にお使い下さい。なお、特に、何も入力していただかなくても結構です。

「記事」欄には、意見書・証拠書類の場合は認定手続開始通知書に記載された開始通知書番号を、差止申立書の場合は権利種別、品名、ブランド等を入力して下さい。

必要事項の入力が終わりましたら、添付ファイル追加ボタンをクリックして、あらかじめ作成した意見書・証拠書類又は差止申立書を添付し、税関宛に送信して下さい（添付ファイルについては、1申請で10ファイルまで送信することも可能ですが、合計サイズが3MBを超えることのないように注意して下さい）。意見書・証拠書類又は差止申立書の送信後、業務が正常終了した場合、申請者に「汎用申請控情報」が出力されます。

（注）ファイルの添付方法につきましては、

https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/files/00144292/6c_hanyosinse.pdf

を参照して下さい。

以上により、意見書・証拠書類に関しては反論・再反論の意見書・証拠書類についても税関宛に送信することが可能であり、また、疑義貨物（侵害物品）修正に係る意

見照会書（税関様式 C 第 5832 号）に対する意見書、回答期限延長願の税関宛送信も可能です。

4. 提出していただいた意見書・証拠書類又は差止申立書の税関側での処理

送信していただいた意見書・証拠書類又は差止申立書が税関の端末に届きますと、税関で、意見書・証拠書類又は差止申立書を受領又は受け付けるための処理を行います。税関が受領又は受け付けた場合、申請者に「税関受領通知情報」又は「税関受付通知情報」が出力されます。

（注） 手続によって、申請者に出力される帳票の名称が異なることにご留意下さい。

（帳票イメージ）

JJJJJJJJ1JJJJJJJE	
申請手続種別	XXE
税関手続名称	JJJJJJJJ1JJJJJJJ2JJJJJJJ3JJJJJJJ4JJJJJJJ5JJJJJJJ
汎用申請受理番号	XXXXXXXXXE
<hr/>	
申請者名	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXXE
申請者住所	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX XX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXX7XXXE
申請者電話番号	XXXXXXXXX1E
社内整理番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXXXE
<hr/>	
JJJJJJJJ1JJJJJJJ2JJJJJJJ3JJJJJJJ4JJJJJJJ5J JJJJJJJ6JJJJJJJ7JJJJJJJ8JJJJJJJ9JJJJJJJ0JJ JJJJJJ1JJJJJJJ2JJJJJJJ3JJJJJJJ4JJJJJJJ5JJJ JJJJJJ6JJJJJJJ7JJJJJJJ8JJJJJJJ9JJJJJJJ0JJJ JJJJ1JJJJJJJ2JJJJJJJ3JJJJJJJ4JJJJJJJ5JJJJ JJJJ6JJJJJJJ7JJJJJJJ8JJJJJJJ9JJJJJJJ0JJJJJ JJJJ1JJJJJJJ2JJJJJJJ3JJJJJJJ4JJJJJJJ5JJJJJ JJJJ6JJJJJJJ7JJJJJJJ8JJJJJJJ9JJJJJJJ0JJJJJ	
yyyy/MM/dd	
JJJJJJJJ1JJJJJJJ2JJJJJJJ3JJJJJJJ	
<hr/>	
税関通信欄	JJJJJJJJ1JJJJJJJ2JJJJJJJ3JJJJJJJ4JJJJJJJ5J JJJJJJJ6JJJJJJJ7JJJJJJJ8JJJJJJJ9JJJJJJJ0JJ JJJJJJ1JJJJJJJ2JJJJJJJ3JJJJJJJ4JJJJJJJ5JJJ JJJJJJ6JJJJJJJ7JJJJJJJ8JJJJJJJ9JJJJJJJ0JJJ JJJJ1JJJJJJJ2JJJJJJJ3JJJJJJJ4JJJJJJJ5JJJJ JJJJ6JJJJJJJ7JJJJJJJ8JJJJJJJ9JJJJJJJ0JJJJJ JJJJ1JJJJJJJ2JJJJJJJ3JJJJJJJ4JJJJJJJ5JJJJJ JJJJ6JJJJJJJ7JJJJJJJ8JJJJJJJ9JJJJJJJ0JJJJJ

5. 汎用申請業務の訂正等

汎用申請業務による申請後、「税関受領通知情報」又は「税関受付通知情報」の出力前に、汎用申請変更業務（業務コード：HYE）を利用して、申請内容を変更することができます。

この場合、当初申請の際に取得した汎用申請受理番号が必要になります。

なお、送信する税関の宛先を間違った場合は、汎用申請変更業務で対応することは出来ません。この場合は、撤回の上、再度、正しい税関の宛先に対して汎用申請業務を行い、意見書・証拠書類又は差止申立書を提出していただく必要があります。

6. その他

NACCS を利用して意見書・証拠書類を提出する場合の手続等についてのお問合せ先は認定手続開始通知書の「連絡先」欄に記載してある税関、差止申立書の提出に関するお問い合わせは申立てを行おうとする税関（[別表2](#)）です。ただし、ファイルの添付方法が分からないなど、NACCS パッケージソフトの操作方法については、NACCS センターヘルプデスク（0120-794550(03-6628-6270)）にお問い合わせ下さい。

汎用申請照会業務（業務コード：IHY）により、汎用申請の内容について照会することができます（添付ファイルについては照会できません）。

汎用申請業務で税関に提出した意見書・証拠書類又は差止申立書は、申請者が、NACCS から再出力することはできませんので、必ず、申請者側のパソコン等に保存するようにお願いします。

NACCS に登録された意見書・証拠書類又は差止申立書が、法令上、正式な書類として税関に提出されたものとなります。

【別表1】 知的財産関係の主な NACCS 汎用申請業務

手続種別 コード	手続名称
G86	認定手続に係る証拠、意見、回答期限延長の提出(輸出)
GA1	疑義貨物点検申請(輸出)
GA2	輸出取りやめ届出
GA3	保護対象営業秘密に係る部分切除の申出(輸出)
GA4	裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請(輸出)
GA5	輸出差止申立て
GA6	輸出差止申立て(追加)
GA7	輸出差止申立て(更新)
GA8	輸出差止申立て(内容変更)
GA9	輸出差止申立て(取下げ)
GB1	経済産業大臣意見照会請求(輸出)
GB2	特許庁長官意見照会請求(輸出)
GB3	認定手続取りやめ請求(輸出)
G87	認定手続に係る証拠、意見、争う旨、回答期限延長の提出(輸入)
G22	疑義貨物点検申請(輸入)
GB4	保護対象営業秘密に係る部分切除の申出(輸入)
GB5	裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請(輸入)
GB6	輸入差止申立て
GB7	輸入差止申立て(追加)
GB8	輸入差止申立て(更新)
GB9	輸入差止申立て(内容変更)
GC1	輸入差止申立て(取下げ)
GC2	輸入差止情報提供、輸入差止情報提供(継続)
GC3	見本検査承認申請
GC4	見本返還不要同意、見本受領
GC5	見本検査立会い申請
GC6	経済産業大臣意見照会請求(輸入)
GC7	特許庁長官意見照会請求(輸入)
GC8	認定手続取りやめ請求(輸入)

【別表2】各税関本関知の財産調査官

本関	官署	部門	連絡先
東京	1A	23	03-3599-6369
横浜	2A	60	045-212-6116
神戸	3A	23	078-333-3156
大阪	4A	71	06-6576-3318
名古屋	5A	63	052-654-4116
門司	6A	05	050-3530-8366
長崎	7A	03	095-828-8664
函館	8A	01	0138-40-4255
沖縄	9A	00	098-943-7830

以 上